

「こども発達支援 びったんこ」重要事項説明書

1. 法人の概要

名 称	株式会社リハックス
所 在 地	奈良県橿原市木原町 154-59
電 話 番 号	0744-24-8600
代 表 者 氏 名	代表取締役 阪本 誠
法 人 設 立 年 月 日	2015 年 9 月

2. 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	こども発達支援びったんこ
事 業 所 の 種 類	指定児童発達支援事業所 令和6年4月1日指定(指定番号) 指定放課後等デイサービス事業所 令和6年4月1日指定(指定番号)
利 用 定 員	10名
主 たる 対 象 児	指定児童発達支援事業所:知的障害児、肢体不自由児、医療的ケア児等 指定放課後等デイサービス事業所:知的障害児、肢体不自由児、医療的ケア児等
事 業 の 方 針	○事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ○事業所の従業者は、指定通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援を必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。 ○事業者はその提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 ○前三項のほか、事業者は法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
事 業 の 目 的	株式会社リハックス(以下「事業者」という。)が設置するこども発達支援びったんこ(以下「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援及び放課後等デイサービス(以下「指定通所支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の6第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者(以下「障害児等」という。)の立場に立った適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とする。
事 業 所 の 所 在 地	奈良県磯城郡田原本町大字千代44-1
電 話 番 号	0744-48-3140
管 理 者	西澤 正晴
開 設 年 月	令和6年4月1日
サ ー ビ ス 利 用 可 能 地 域	田原本町及び、その周辺地域の橿原市、桜井市、天理市、三宅町、広陵町、大和高田市

3. 開設日及び開設時間

(1)事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日、土日、国民の祝日、年末年始を除く
営 業 時 間	9時から17時
サ ー ビ ス 提 供 時 間	9時から17時

4. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

職種	従業員数	職務の内容
1. 管理者	1名	従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
2. 児童発達支援管理責任者	1名	通所支援計画の作成 利用の申込みに係る調整 従業者等に対する技術指導等のサービスの内容の管理
3. 児童発達支援従業者		
(1)保育士	1名以上	通所支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。
(2)児童指導員		
(3)機能訓練担当職員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)	1名以上	通所支援計画に基づき、日常生活を営むのに必要な機能の訓練を行う
(4)看護師	1名以上	利用者の日常生活上の健康管理 医療的ケア児等への対応

5. 当事業所が提供するサービスの内容

(1)通所支援計画の作成

児童発達支援管理責任者は、利用者について解決すべき課題と意向を把握し、利用者の意向を踏まえ、障害児通所支援事業の目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ「通所支援計画」を、利用者と面接して作成します。「通所支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。「通所支援計画」については、6ヶ月に1度以上定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

(2)障害児通所支援サービスの概要

日常生活訓練	利用児の心身の状況に応じて、日常生活動作が身に付くよう支援します。
機能訓練	利用児の心身の状況に応じて、日常生活に必要な機能の維持向上の為に訓練を行います。
創作活動	芸術・調理等の創作活動を行います。
レクリエーション	散歩・歌唱等のレクリエーションを行います。
必要な介助	利用児のご希望及び心身の状況に応じて、排泄介助等の必要な介助を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェック、投薬及びその他必要な管理・記録を行います。また、協力医療機関と連携して健康管理のための支援を行います。
相談及び援助	利用児及び家族からの相談には、可能な限り必要な援助を行います。また、他の事業者や市と連携し、地域において自立した生活が継続できるよう支援します。
食事の提供	各家庭からの持ち込みお弁当の提供及び介助を行います。

6. 利用料金

(1)利用者負担額

障害児通所支援サービスに係るサービスの対価として、児童福祉法に基づく介護給付対象料金を請求します。なお、詳細については、別紙にて説明します。

〈利用者負担額の上限等について〉

障害児通所給付費及び障害福祉サービスの利用者負担額は上限が定められています。家族等の希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

<償還払い>

事業者が障害児通所給付費の代理受領を行わない場合は、障害児通所給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。

(2)その他サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、障害児通所給付費の対象ではありませんので、実費をいただきます。

(3)利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、当該月分のご利用料金の請求書を10日前後にお渡しします。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

事業所窓口にて現金もしくは、口座振替にて集金し、領収書を発行いたします。

項目	金額	備考
教養娯楽費	実費	遠足、誕生会などの活動・行事に係る実費
食事代	実費	おやつ代、食事代等
団体損害保険料	実費	遠足など屋外活動で必要な場合

(4)利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所支援計画で定めたサービスの利用を中止する場合にはサービスの実施日の営業日3日前の17時00分までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用予定日の営業日3日前の17時00分までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、別紙料金表のとおり、欠席時対応加算をお支払いいただく場合があります。

(5)実費負担額(交通費等)の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1)当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

施設内の設備等のご利用に際し、利用児の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用児に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。

(2)受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

8. サービス実施の記録について

(1)サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、通所支援計画及びサービス提供ごとの記録は、契約終了日から5年間保存します。

(2)利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号)及び「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者（管理者 西澤 正晴）
- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 非常災害時の対応

非常時の対応	事業所は、非常災害に関する具体的計画により非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しそれらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	誘導灯及び誘導標識等、法令で規定された設備

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者および事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。 ○事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を、情報を共有するために用いる場合は事前に同意を得ます。 ○事業所及びその従業員は 退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。
SNS・HP等及び社内外研修、学会発表等への情報利用について	<ul style="list-style-type: none"> ○当事業所では SNS や HP において、指定障害児通所支援についての情報や日々の療育支援の内容の発信を目的とし療育場面の写真撮影のご協力をお願いしております。 ○当事業所のスタッフのスキルアップや他施設との連携を目的に実際の療育場面の写真や動画の撮影をお願いしております。 ○利用させていただく前に口頭もしくは文書にて確認させていただきますのでご協力の程よろしく申し上げます。

12. 緊急時の対応方法について

1) サービス提供中に、利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

連絡先①: 氏名 _____ (続柄 _____) 電話番号 _____ (_____) _____
 連絡先②: 氏名 _____ (続柄 _____) 電話番号 _____ (_____) _____
 連絡先③: 氏名 _____ (続柄 _____) 電話番号 _____ (_____) _____

2) 上記以外の緊急時において、利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、営業時間内に連絡を受けた際は、利用児の状態に応じて、必要な対応を行います。

13. 協力医療機関

医 療 機 関 名	みうらこどもクリニック
診 療 科	小児科
住 所	奈良県橿原市北妙法寺町 563 番
電 話 番 号	0744 - 47 - 2206

14. 事故発生時の対応方法について

利用児に対する障害児通所支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児に対する障害児通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は下記の専用窓口で受け付けます。

<お客様窓口及び行政機関その他苦情受付機関等>

	連絡先	受付時間
相談窓口	管理者 西澤 正晴 電話 0744-48-3140	9:00~17:00
苦情解決責任者	管理者 西澤 正晴 電話 0744-48-3140	9:00~17:00
市町村窓口	田原本町役場健康福祉課	電話 0744 - 34 - 2090
	橿原市障がい福祉課	電話 0744 - 20 - 0015
	桜井市社会福祉課	電話 0744 - 42 - 9111
	天理市社会福祉課	電話 0743 - 63 - 1001
	三宅町住民福祉課	電話 0745 - 44 - 3073
	広陵町社会福祉課	電話 0745 - 55 - 6771
奈良県運営適正化委員会	大和高田市社会福祉課	電話 0745 - 22 - 1101
	奈良県社会福祉協議会内に設置 所在地(奈良県社会福祉協議会 内) 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320-11 相談電話 0744 - 29 - 1212	9:00~16:00

16. その他

当事業所は、適切な障害児通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり実施しています。

- (1)採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- (2)継続研修 年 2 回以上

障害児通所支援の提供開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

重要事項の説明日		年	月	日
事業者	所在地	奈良県橿原市木原町 154-59		
	法人名	株式会社リハックス		
	代表者名	代表取締役 阪本 誠		
	事業所名	こども発達支援びったんこ		
	説明者			

上記の重要事項説明書の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者(通所 給付決定保護者)	住所	
	氏名(続柄)	()
	利用児童氏名	
代理人	住所	
	氏名	